



広島県報

定期
第51号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

平成十八年度から平成二十年度までにおける放置車両の
確認事務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加す
る者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等
救急病院等の認定(二件)……………(財産管理室)……………一
結核予防法の規定による医療機関の指定……………(医療対策室)……………二
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退……………(保健対策室)……………三
解除予定保安林……………(治山室)……………三
公 告……………三
鳥獣保護区特別保護地区に係る公聴会の開催……………(自然環境保全部)……………三
クリーニング師試験の実施……………(生活衛生室)……………四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変
更の届出……………(地域産業振興室)……………五
公安委員会告示……………五
遊技機の型式の検定の告示……………七
人事異動……………八

告 示

広島県告示第六百九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の
五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によって、平成十八年度から平成二十年度ま
でにおいて広島県警察本部が実施する道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条
の八第一項の規定による放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(以下「確認事務」
という。)を委託するための一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に
参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び資格審査の追加申請手続等
を次のとおり定めた。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 業務の種類

道路交通法第五十一条の八第一項の規定による確認事務

二 競争入札に参加できない者

- 1 政令第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定のいずれかに該当する者
- 2 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 道路交通法第五十一条の八第一項の規定による広島県公安委員会の法人登録(以下「法人登録」という。)を受けていない者

三 入札参加資格とその審査方法

入札参加資格は、広島県の定める審査基準によって、次に掲げる事項を総合審査し、点
数化した結果、合計点数が高い順にA、B、C、D及びEの五段階に区分して定める。

- 1 営業年数
- 2 従業員数
- 3 年間売上高
- 4 純資産額
- 5 流動比率

四 入札参加資格審査の申請手続

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない

- (一) 競争入札参加資格申請書(様式第一号)
- (二) 経営状況調査票(様式第二号)
- (三) 広島県内の事業所一覧表(様式第三号)

- (四) 登記事項証明書(写し)
 - (五) 印鑑証明書(写し)
 - (六) 広島県の納税証明書(写し)
 - (七) 国税庁の納税証明書(写し。消費税及び地方消費税分のみ。)
 - (八) 財務諸表(写し。最近の決算二年分の損益計算書及び貸借対照表。)
 - (九) 法人概要書・経歴書(写し)
 - (十) 法人登録の登録通知書(写し。法人登録を申請中の場合は、受理印の押印された登録申請書一写し。)
 - (十一) 定型郵便用封筒(審査結果通知用。八十円切手ちよう付、送付先記載のこと。)
 - (十二) 官製はがき(次回更新手続通知用。送付先記載のこと。)
- 2 申請の様式及び要領の入手方法
- (一) 広島県のホームページ (<http://www.pref.hiroshima.jp/index.html>) からダウンロードする(トップページ 県行政の情報 制度・手続)。
 - (二) 広島県総務部財務局財産管理室(〒七三〇・八五二一 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁本館三階」)で直接受け取る。
 - (三) 郵送によって入手する場合は、返信用の封筒(角型二号「長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル」)に返信用あて名を明記し、百四十円切手をちよう付して、前記(二)の広島県総務部財務局財産管理室に請求すること。
- 五 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 六 申請書等の提出期間
平成十八年八月一日(火)から平成十八年八月十一日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 七 申請書の提出先及び提出方法
広島県総務部財務局財産管理室(〒七三〇・八五二一 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁本館三階」)に、郵送又は持参によって提出すること。持参の場合は、午前八時三十分から午後五時までの間、随時受け付ける。
- 八 入札資格の有効期間
この告示による資格審査によって認定された入札参加資格の有効期間は、認定の日から平成二十一年三月三十一日までとする。
- 九 入札参加資格の取消し
資格の条件を満たさなくなった場合又は申請手続において重要な事項について虚偽の記載をしたこと若しくは事実の記載をしなかったことが判明した場合には、入札参加資格の取消しを行う。

十 審査結果の通知
審査の結果(認定の可否及び五段階評価)は、文書によって各申請者に通知する。

十一 その他

- 1 外国籍事業者が申請する場合の提出書類について
 - (一) 申請書の住所欄には本店の所在する国名・所在地を記載すること。ただし、日本国内に主な事業所(支社等)がある場合にはその所在地を記載すること。
 - (二) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
 - (三) 登記事項証明書については、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書類をもって代えることができる。

2 法人登録についての詳細は、広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室(電話「〇八二二二八・〇一〇」内線七〇五・四一一)に問い合わせること。

十二 問い合わせ先
広島県総務部財務局財産管理室(電話「〇八二二五・一三二一五」ダイヤルイン「〒七三〇・八五二一 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁本館三階」)

広島県告示第六百九十九号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島市立広島市民病院	広島市中区基町七・三三三	平成二二年七月九日	更 新
五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目九五番地	平成二二年七月九日	更 新
医療法人明和会益田病院	山県郡北広島町壬生四三三・四	平成二二年七月九日	更 新

広島県告示第七百号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
医療法人静悠会コム・クリニックス佐藤	福山市引野町二丁目二〇・一七	平成二二年七月九日	更新
中村整形外科	福山市南蔵王町二丁目四・一一	平成二二年七月九日	更新

広島県告示第七百一十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月十日

名称	所在地	指定年月日
マリン薬局広中央店	呉市広古新開一三・一三	平成一八・五・二三
マリン薬局広店	呉市広駅前二二・一九	一八・五・二三
マリン薬局広公園通店	呉市広大新開二四・二二	一八・五・二三
マリン薬局阿賀店	呉市阿賀中央五八・四一	一八・五・二三
マリン薬局三津田店	呉市三津三五・一四	一八・五・二三
マリン薬局三糸店	呉市三糸一一・五一	一八・五・二三
マリン薬局海岸通店	呉市三糸一九・二二	一八・五・二三
寺岡内科医院	呉市本通五一〇・一五	一八・六・五
大野ぼっぼ薬局	廿日市市大野下更地二八〇九・一	一八・六・一
おおや耳鼻咽喉科	安芸郡海田町西浜四二二・四	一八・六・一
ときわ薬局宮沖店	三原市宮沖二二・一〇	一八・七・一
かじやま内科循環器科	三原市宮沖二六・一八	一八・七・一

広島県告示第七百一十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
マリン薬局広中央店	呉市広古新開一三・一三	平成一八・五・二三
マリン薬局広店	呉市広駅前二二・一九	一八・五・二三
マリン薬局広公園通店	呉市広大新開二四・二二	一八・五・二三
マリン薬局阿賀店	呉市阿賀中央五八・四一	一八・五・二三
マリン薬局三津田店	呉市三津三五・一四	一八・五・二三
マリン薬局三糸店	呉市三糸一一・五一	一八・五・二三
マリン薬局海岸通店	呉市三糸一九・二二	一八・五・二三
おおや耳鼻咽喉科	安芸郡海田町西浜四二二・四	一八・五・三一
ときわ薬局宮沖店	三原市宮沖二二・一〇	一八・六・三〇
手入診療所	神石郡神石高原町小野甲一九・二	一八・五・二三
久岡医院	庄原市東城町三坂四九八・五	一八・五・二三

広島県告示第七百三十号

次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東広島市高屋町溝口一〇五の一・一一一八の一から一一一八の三まで・一一二二の三・一一二二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時
平成十八年八月二日 十三時三十分から

二 場所

山県郡北広島町川小田七五 山県郡北広島町役場芸北支所庁舎

三 案件

苅尾鳥獣保護区苅尾特別保護地区(山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町「芸北」九林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区「昭和四十四年厚生省告示第六号」に指定されている区域一円。面積一四ヘクタール。存続期間十年。)の再指定について

一 日時

平成十八年八月八日 十四時から

二 場所

庄原市西城町大佐七三四 庄原市西城公民館

二 案件

比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区(庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政界と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界「県営林界」との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画二六二林班と二六三林班との境界を西方に進み六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と比和町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み、広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から広島県と島根県の行政界を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域。面積四〇三ヘクタール。存続期間十年。)の再指定について

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定によって、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十八年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成十八年九月一日(木) 午前〇時から午前十一時三十分まで	広島市南区皆実町一丁目六番二九号 広島県保健環境センター
実 地 試 験	平成十八年九月一日(木) 午後一時から午後五時まで	

二 試験科目

1 学科試験

- 一 衛生法規に関する知識
- 二 公衆衛生に関する知識
- 三 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

- 一 洗たく物の処理に関する知識(繊維の鑑別)
- 二 洗たく物の処理に関する技能(ワイシャツのアイロン仕上げ)

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律「昭和三十年法律第五十四号」附則第五項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成十八年八月九日(水)から平成十八年八月二十五日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、平成十八年八月二十五日までの消印があるものに限って受け付ける。

2 受験願書の提出先

- (一) 広島県福祉保健部保健医療局生活衛生室(千七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)又は広島県各保健所(海田分室を含む。)

(二) 呉市保健所生活衛生課(千七三七 〇〇四 呉市和庄一丁目二番一三三号)

(三) 竹原市福祉保健課(千七二五 〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一四号)

(四) 三次市かいてき環境室(千七二八 八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一四号)

(五) 江田島市環境課(千七三七 二三九二 江田島市能美町中町四八五九番地九)

(六) 熊野町生活環境課(千七三一 四二九二 安芸郡熊野町三八一五番地一)

3 提出書類

一 受験願書

二 履歴書

- 三 写真(受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦十・五センチメートル、横九センチメートル(手札判)のもの。裏面に氏名及び生年月日並びに撮影年月日を記入すること。)
- 四 受験資格を有することを証明する書類(卒業証明書若しくは卒業証書又は資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、次のいずれかの場所で確認証明を受けたもの)

- (一) 広島県各保健所(海田分室を含む。)
- (二) 呉市保健所生活衛生課
- (三) 竹原市福祉保健課
- (四) 三次市かいてき環境室
- (五) 江田島市環境課
- (六) 熊野町生活環境課

五 受験手数料
七千円
この手数料は、七千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた欄にはつて納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された受験手数料は返還しない。

六 受験票の交付
受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

七 携行品
1 学科試験
受験票及び筆記用具

2 実地試験
ポリエステルに綿が三十五パーセント以上混紡された、男性用、長袖、白色無地の湿し込みにしたワイシャツ一着(形状記憶処理されているものは不可。指定のシャツと異なったものを持参したときは、減点の対象となる。)

八 合格者の発表
平成十八年十月四日(水)午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、受験者には文書で通知する。

九 その他
1 受験願書の請求は、

- (一) 広島県福祉保健部保健医療局生活衛生室又は広島県各保健所(海田分室を含む。)
- (二) 呉市保健所生活衛生課
- (三) 竹原市福祉保健課
- (四) 三次市かいてき環境室
- (五) 江田島市環境課
- (六) 熊野町生活環境課

郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、八十円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

2 この試験についての問い合わせは、

- (一) 広島県福祉保健部生活衛生室(電話番号「〇八二」五二三 三〇九七)又は広島県各保健所(海田分室を含む。)
- (二) 呉市保健所生活衛生課(電話番号「〇八二三」二五 三五三六)
- (三) 竹原市福祉保健課(電話番号「〇八四六」二二 七一五七)
- (四) 三次市かいてき環境室(電話番号「〇八二四」六一 六一三六)
- (五) 江田島市環境課(電話番号「〇八二三」四〇 二七六八)
- (六) 熊野町生活環境課(電話番号「〇八二」八二〇 五六〇六)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十八年七月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 藤三八本松ショッピングセンター
所在地 東広島市八本松町大字飯田字大山二〇〇六番地外

二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻

(変更前) 午前九時
(変更後) 午前八時

(二) 閉店時刻
(変更前) 午後八時

広島県知事 藤 田 雄 山

- 2 (変更後) 午後九時
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯
(変更前) 午前八時四十五分から午後八時十分まで
(変更後) 午前七時四十五分から午後九時十分まで
- 三 変更する日
平成十八年七月一日
- 四 変更に係るもの以外の事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(一) 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 宗陸
住所 呉市広本町三丁目二番二六号
(二) 小売業を行う者
ア 名称 株式会社藤三 代表取締役 藤村 宗陸
住所 呉市広本町三丁目二番二六号
イ 名称 株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野 能章
住所 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号
ウ 名称 株式会社バリーヨコハマ 代表取締役 福本 吉武
住所 神奈川県横浜市西区久保町二〇番二二号
エ 名称 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男
住所 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
オ 名称 有限会社フタバ薬局 代表取締役 萩山 周三
住所 広島市東区中山鏡が丘二二番二二号
カ 氏名 高橋 恒夫
住所 東広島市八本松町飯田一五六三
キ 氏名 森田 昌嗣
住所 東広島市八本松町飯田一五六四
ク 氏名 吉岡 正司
住所 東広島市八本松町飯田二八四〇 八
六千二百六十三平方メートル
六千二百六十三平方メートル
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
三百七十八台

- (二) 駐輪場の収容台数
二十六台
- (三) 荷さばき施設の面積
四百十八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
六十九立方メートル
- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 荷さばき施設3A 午前五時から午後八時まで
イ 荷さばき施設3B 午前八時から午後八時まで
- 五 届出年月日
平成十八年六月二十六日
- 六 届出等の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)
東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七 四二)
- 七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
平成十八年七月十日から平成十八年十一月十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 八 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
1 提出期限
平成十八年十一月十日
2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第52号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月10日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0479	告示の日(平成18年7月10日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C RフーイーからMF-T2	株式会社三共 代表取締役 秀行 六島(群馬県桐生市境野町六丁目460番地)	左 同
6P0488	同上	同上	C RフーイーからMH-T	同上	左 同
6P0361	同上	同上	C R幻魔大戦FT	株式会社ソフミア 代表取締役 井置 定男(群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左 同
6P0354	同上	同上	C R幻魔大戦XT	同上	左 同
6P0394	同上	同上	C RウルトラQ	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司(愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目56番地)	左 同
6P0405	同上	同上	ウルトラQ	同上	左 同
6P0428	同上	同上	C R太ピラミッド11K	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 敏博(愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地)	左 同

平成18年7月10日 (日曜日)

(振込) 振込 振込

第 6 2 4 7 号

6P0326	同上	同上	C Rアリアポルト2CT	エルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫(愛知県春日井市桃山町一丁目127番地)	左 同
6P0340	同上	同上	C R荒野のスーパーガンバニャンV3FN	アピリット株式会社 代表取締役 濱野 雅弘(大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号)	左 同
6P0125	同上	同上	C R風のデイトラSN1	同上	左 同
6P0141	同上	同上	C R風のデイトラSN2	同上	左 同
6S0191	同上	同胴式遊技機	オトコアミヘイ2	同上	左 同
6S0360	同上	同上	スロットチャネルTV	同上	左 同
6P0345	同上	ぱちんこ遊技機	C R荒野のスーパーニャンV5FN	同上	左 同
6S0330	同上	同胴式遊技機	スロゲン	同上	左 同
6S0086	同上	同上	C Sスロゲン	同上	左 同

人事異動

発令年月日

一八・七・一

新

総務部秘書広報局長

旧

総務部総務管理局総務室長

木村伸雄 氏名

(退) 一八・六・三〇

職)

総務部秘書広報局長

笹岡秀人

総務部総務管理局総務室長

県民生活部総務管理局文化・県民協働室長

大原節雄

県民生活部総務管理局文化・県民協働室長

県民生活部総務管理局県民生活総務室調整監

大北和幸